

令和7年度 第1回 勝浦市部活動地域移行検討委員会 次第

日 時：令和7年10月23日（木）
午前10時から
場 所：勝浦市役所 401会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付・委員紹介
3. 教育長挨拶
4. 議事
 - (1) 委員長、副委員長の選出について
 - (2) 勝浦市における部活動地域展開の方向性について
5. その他
6. 閉会

座席表（敬称略）

●委員長		●副委員長	
<p>●勝浦市立勝浦中学校 校長 岡安 和彦</p> <p>●国際武道大学 教授 嶋崎 雅規</p>	<p>●勝浦市スポーツ協会 会長 酒井 正廣</p> <p>●勝浦市スポーツ推進委員連絡協議会 会長 長田 悟</p>		
<p>●国際武道大学 教授 木村 寿一</p>	<p>●勝浦市芸術文化団体連絡協議会 会長 関野 敬子</p> <p>●勝浦市立勝浦中学校PTA 会長 佐藤 啓史</p>		
<p style="text-align: center;">事務局</p> <p>●学校教育課長 紫関 左恭 ●生涯学習課長 渡邊 友人</p>	<p>●勝浦市教育委員会 教育長 岩瀬 好央</p>		

<p style="text-align: center;">事務局</p> <p>●学校教育係長 栗原 智 ●生涯学習係長 鎌田 晃治</p>

勝浦市部活動地域移行検討委員会 委員名簿

順不同

No.	氏名	役職等	区分
1	酒井 正廣	勝浦市スポーツ協会会長	スポーツ団体関係者
2	長田 悟	勝浦市スポーツ推進委員連絡協議会会長	スポーツ団体関係者
3	関野 敬子	勝浦市芸術文化団体連絡協議会会長	文化団体関係者
4	佐藤 啓史	勝浦市立勝浦中学校PTA会長	保護者代表
5	岡安 和彦	勝浦市立勝浦中学校校長	学校関係者
6	嶋崎 雅規	国際武道大学教授	教育機関関係者
7	木村 寿一	国際武道大学教授	教育機関関係者
8	岩瀬 好央	勝浦市教育委員会教育長	教育委員会代表者

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

勝浦市部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 勝浦市立勝浦中学校における部活動（以下「部活動」という。）を段階的に地域に移行し、地域において子どもたちがスポーツ及び芸術文化活動を継続することが可能な環境の構築を目指し、勝浦市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行のあり方に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る地域との連携に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 教育委員会代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(報償)

第7条 公務で会議に出席した公務員又はそれに準ずる者を除く委員には、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年勝浦市条例第104号)別表その他の嘱託員の項に定める額に準じて報償費を支給する。

2 公務で会議に出席した公務員又はそれに準ずる者を除く委員には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費相当額を支給する。

3 報償費及び旅費相当額の支給について、当該支給を受ける委員から申出があった場合には、前2項の規定にかかわらず支給しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、勝浦市教育委員会生涯学習課生涯学習係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和6年2月14日から施行する。

はじめに

スポーツ・文化芸術活動は、人類が生み出した貴重な文化であり、障害の有無や年齢、性別の違いを越えて、その喜びを分かち合い、感動を共有することを可能とするものである。本県においては第13次千葉県体育・スポーツ振興計画を策定し、令和4年度から5年間に渡る各方面の取組を通じて「する・みる・支える」多様なスポーツの価値を「知る」ことにより更に深めていくことで、健康で豊かな生活の推進を図ることとしている。また、令和4年3月策定の『千葉県文化芸術推進基本計画』(令和4年度～6年度)では、あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指し、子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の創出に取り組むこととしている。

こうした中、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動は、学校教育の一環として広く部活動が担ってきた。学校部活動では、誰もが手軽にスポーツ・文化芸術活動に触れられることで、健康で豊かな生活を実践する入口を提供してきただけでなく、社会性の獲得、家庭環境に起因する学校外活動の格差是正等、子どもたちの心身の健全育成に貢献してきた。

他方、学校部活動の運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務でありながら、教師の献身的な支えにより実現されてきた。本県では、中学校及び義務教育学校において教師の60%以上の割合で、文部科学省によって定められた教師の超過勤務時間¹を超えて業務にあたっている現状がある。また、全国的に少子化が進行する中、本県においても5年ごとに年少人口(0歳から14歳まで)が約5%ずつ減少し、いずれは30%以上減少する見込み²があることから、地域や種目によっては、部員減少に伴い活動維持が困難となることも想定される。

以上のことから、教師の働き方を見直し、教師が教師でしか担うことのできない授業や生徒と向き合う時間に注力できる環境を整備するとともに、学校を地域社会の一部として、引き続き希望する生徒がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を確保するための在り方について本ガイドラインに整理することとした。

また、学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、地域の特徴や、幅広い年代による地域社会の特性を活かし、誰でも自分なりの関わり方を選ぶことのできる新たなスポーツ・文化芸術活動の基盤を構築するために、望ましい地域連携の在り方について本ガイドラインにより整理するものである。

各地域、各学校においては、誰もがスポーツ・文化芸術活動に触れることができる持続可能な体制整備に速やかに取り組み、地域が一体となり、生涯にわたって豊かな生活を営むことができる地域社会が実現できるよう、本県における「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成30年6月改訂)と「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」(平成31年3月)を統合し、全面的に改定する。

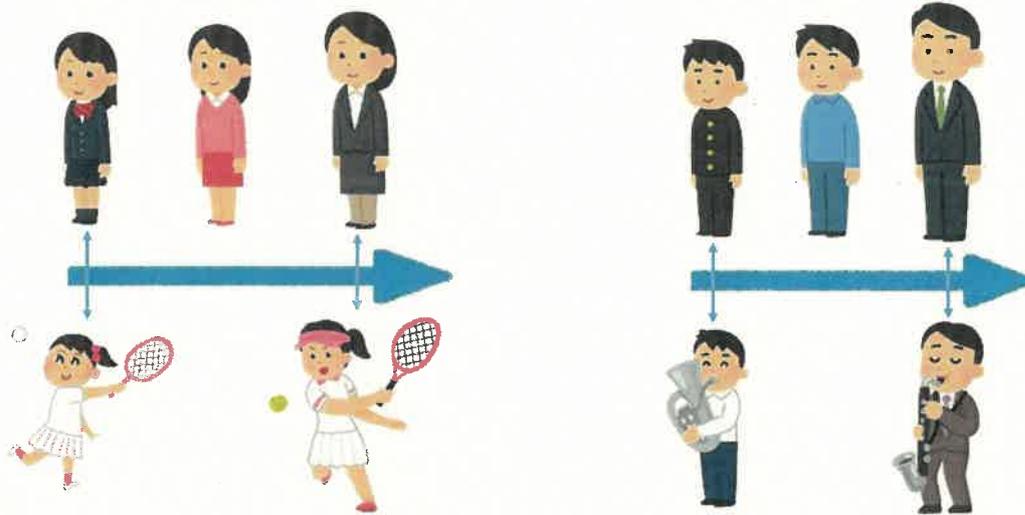
1 本県においては国の基準を指針とした「学校における働き方改革推進プラン」(千葉県教育委員会 令和3年3月改訂)において、原則として条例等に定める勤務時間を超えた在校等時間が1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないこととしている。また、同プランにおいて各校種における勤務時間の現状を示している。

2 千葉県人口ビジョン(令和2年改訂版)による。

部活動改革の理念

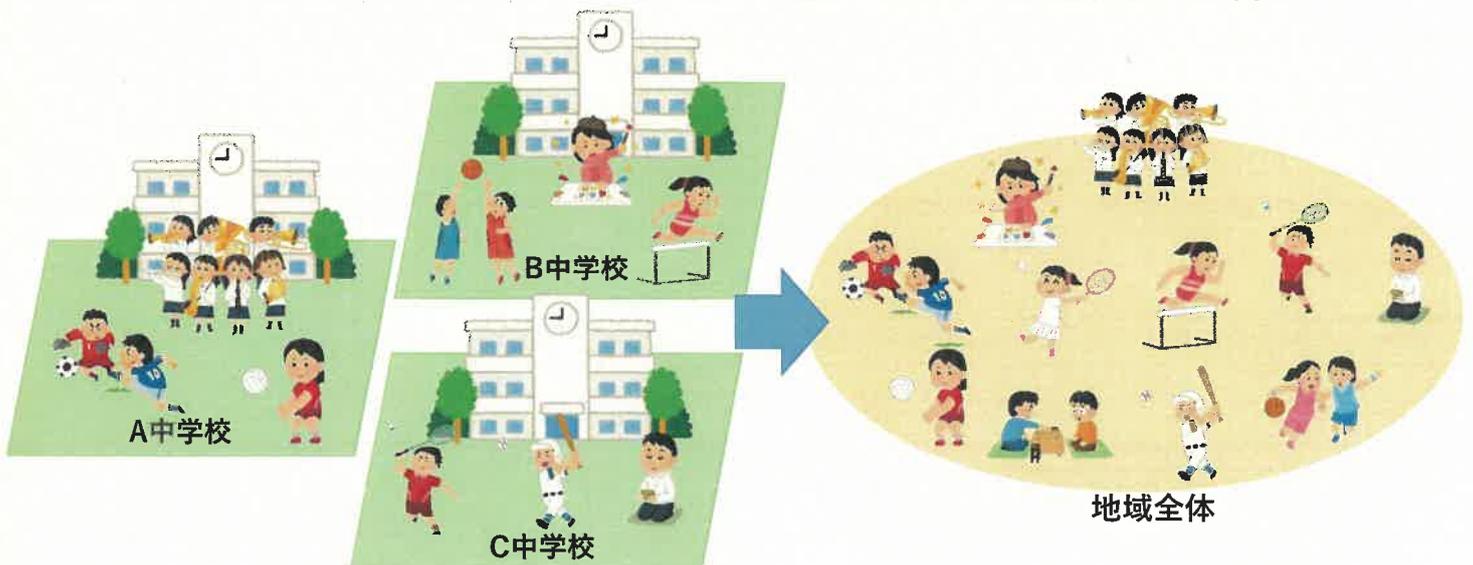
【改革の主目的】

急速な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**すること。



部活動改革の理念

学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の**豊かで幅広い活動機会を保障**。



新たな価値の創出

＜新たな価値の例＞ ※ 地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し改革の方針を決定していくことが重要。

生徒のニーズに応じた多種多様な体験

- ・1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツ
- ・スポーツと文化芸術の融合
- ・レクリエーション的な活動 等

生徒の個性・得意分野等の尊重

学校の垣根を超えた仲間とのつながり創出

地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流

適切な指導者による良質な指導

学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）

地域クラブの指導者による一貫的な指導

「地域移行」から「地域展開」へ

【地域展開のコンセプト】

学校内で運営されてきた活動を
広く地域に開き、
地域全体で支えていく。

+

新たな価値を創出し、より豊か
で幅広い活動を可能とする。

→ 県においては、令和7年度より「地域展開」の名称を使用。

チームちば

誰でも

中学生 教師 スポーツ指導者 芸術家
地域住民 スポーツ・文化芸術団体 民間企業

やりたい
する（競技・演奏）
見る（観戦・鑑賞）
支える（指導・応援）

体力向上
リラクゼーション
交流・親睦
スポーツ が 挑戦・追求
(文化・芸術活動等)

組織・団体 施設・場所 制度・ルール 財源 **できる**

地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン【概要】

少子化による部員数低下
5年毎に約5%ずつ年少人口低下

教職員の業務負担

令和5年3月 千葉県 千葉県教育委員会

超過勤務時間45時間以上の割合＝中学校69.5%、義務教育学校74.7%（令和4年10月19日 教職員課）

1 学校部活動

- ・地域や学校の実情に応じた**適正な数の部活動**を設置。
- ・顧問は**必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえた運用。
(認識の共通理解、部活動指導員・外部指導者の活用、勤務時間管理等)
- ・活動は**平日を基本**とし、長くとも1日2時間程度。週末等に活動する場合は長くとも1日3時間程度。週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日以上、週末1日以上）。
- ・合同部活動や、他校種、地域団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した活動推進。

2 地域クラブ活動

- ・学校を含めた地域全体のより良い活動環境整備。
- ・地域スポーツや文化芸術、教育関連部署や学校、保護者等の関係者からなる**協議会**等の体制整備。
- ・多様なニーズを踏まえ、運営団体・実施主体を整備。
- ・**競技志向の団体を含め**、活動は長くとも平日2時間程度、休日は3時間程度。週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日以上、週末1日以上）。
- ・指導者確保と、指導者の質の向上。
(人材バンク、**希望する教師等の円滑な兼職兼業**、資格)
- ・**管理責任の主体の明確化**と、望ましい**保険の選定**。
- ・学校を含めた**公共施設の円滑な利用**。
- ・**会費の低廉化**、困窮世帯への支援等。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

「誰でも（年代や立場を問わず） やりたい（関わり方に関わらず）
スポーツ・文化芸術活動が（目的や志向に応じて） できる（選び実践する）」環境
→ 令和5年度各市町村1部活動、令和6年度各学校1部活動、令和7年度各学校複数の地域移行を目指し支援（令和7年度末までに全部活動地域移行完了の推進計画を示す）

- ・改革推進期間(令和5～7年度 スポーツ庁 文化庁)後も休日部活動を実施する場合、部活動指導員による運用とし、できるだけ早期に地域へ移行。
- ・**協議会の機能**を活かし、平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の緊密な連携体制を構築する。
- ・活動時間及び適切な休養日の設定は、活動ごとではなく、**参加生徒の週当たりの活動を総括して**遵守できるよう、連携に努める。
- ・活動方針や協議会の検討状況等、随時ホームページ等で公開するなど、説明を丁寧に行いながら推進する。
- ・平日はできるところから取り組み、地域によっては平日から先に取り組み等、当該地域にふさわしい方針を決定する。

4 大会等への参加

- ・生徒が参加する大会の全体像を把握、過度な負担にならないよう配慮。
- ・多様なニーズに応じた大会の在り方を検討。
- ・大会運営スタッフの確保と、大会運営へ従事する立場の整理。

5 安全に配慮した体制整備

- ・**AED**の使用が容易であり、施設の状態に関する**引継ぎ**ができる環境。
- ・事故や自然災害に対応した危機管理マニュアル、連絡体制等の共有。
- ・熱中症に関連する情報の共有と、連携、対応の在り方。

地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン ～抜粋～（令和5年3月 千葉県）

◇適切な休養日等の設定

●適切な活動時間

活動は平日を基本とし、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。なお、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも3時間程度とする。

●休養日の設定

学期中は平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設定することを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

◇指導者の質の保障

●研修等の実施

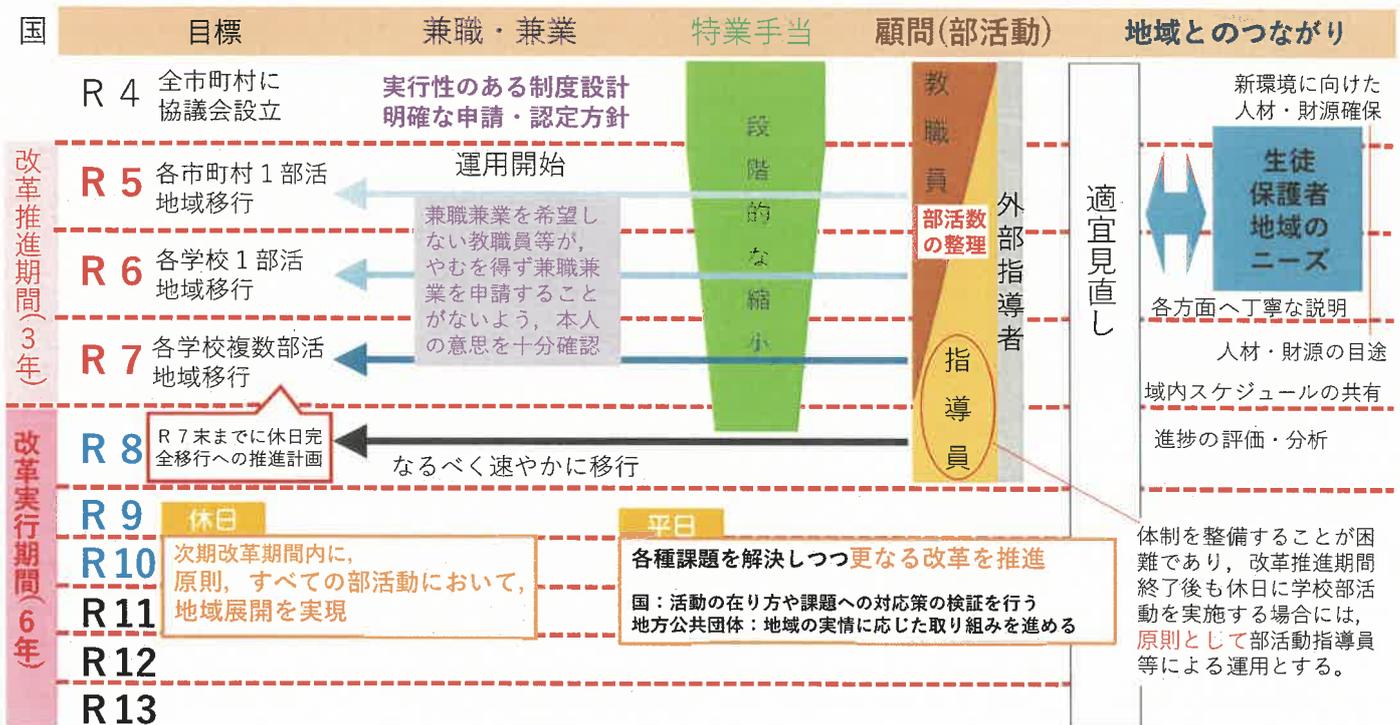
指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質に関するのみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

◇休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い

●令和7年度

前2カ年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す各市町村で年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示す。

部活動の展開等に関する課題の整理とスケジュール



これからの学校部活動と地域クラブの関係

平日

休日

<顧問>
教職員
部活動指導員

<活動>
1日は休養日を設ける
長くとも1日2時間程度

<管理主体>
校長及び学校の設置者

①平日と独立した地域クラブ活動を行うパターン（本来の休日の在り方）
○平日部活動とは異なる種目・ジャンルの活動に自由に参加する。
○平日と同様の種目・ジャンルだが、連携はしていない団体に参加する。

②平日の延長として地域クラブ活動を行うパターン（従来に近い在り方）
○同一の目標や価値を共有。
※参加の強制力（意図しないものも含む）や教職員の人事異動等に活動を左右されることが生じないように注意が必要。

③学校部活動として実施するパターン（例外的な活動）
○部活動指導員による指導。
○平日のみの部活動が、練習試合や合同練習等で、**単発として**実施する。

地域クラブ①との関連に
配慮が必要。

おわりに・・・

学校部活動は、長年にわたり広く生徒のスポーツ・文化芸術活動の活動基盤を担ってきた我が国の普遍的な文化である。今日まで部活動に少なからず関わったことのある、あらゆる年代において、部活動の意義は生涯実感し続けるものであり、等しくその価値の継承が望まれているところである。

また、それ故に新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築に当たっては、従前の方法や価値観にとらわれず、柔軟な思考と強い意志を持って取り組む必要があると考える。

本県としては、部活動の教育的意義を過小評価することなく、また、一方で生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を存続させるためには、地域全体での一体的な取組が不可欠であることを踏まえ、学校単位の取組から地域単位の取組へと移行する方向性を示したところである。

本ガイドラインは、複雑に絡み合う諸課題の中で、現段階で考え得る方向性についての大枠を示すものであり、具体的な体制の構築には「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。

各市町村及び関係団体等においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、地域の実情に応じて、緊密な連携の中で知恵を結集し、引き続き誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる地域環境を創出することが期待される。

本県においては、各地域の具体的取組に寄り添いながら、適宜、課題解決に向けた調整及び見直しを行うこととする。

勝浦中学校における部活動の状況

(令和7年10月1日時点)

種目	学年	部員数		計	活動曜日	外部指導者の有無
		男子	女子			
柔道	1年	-	6	6	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	2	2	4		
	計	2	8	10		
剣道	1年	5	-	5	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	-	-	-		
	計	5	-	5		
陸上競技	1年	11	1	12	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	9	6	15		
	計	20	7	27		
野球	1年	5	1	6	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	8	-	8		
	計	13	1	14		
ソフトテニス	1年	2	4	6	火～金 土日のいずれか	人数：2名 指導曜日：木・金 年間40日程度
	2年	6	5	11		
	計	8	9	17		
卓球	1年	9	-	9	火～金 土日のいずれか	人数：1名 指導曜日：不定期 年間30日程度
	2年	4	2	6		
	計	13	2	15		
バスケットボール	1年	-	2	2	火～金 土日のいずれか	人数：3名 指導曜日：不定期 年間160日程度
	2年	-	6	6		
	計	-	8	8		
バレーボール	1年	-	13	13	火～金 土日のいずれか	人数：1名 指導曜日：木 年間40日程度
	2年	-	2	2		
	計	-	15	15		
吹奏楽	1年	1	8	9	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	2	10	12		
	計	3	18	21		
美術	1年	1	4	5	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	-	3	3		
	計	1	7	8		
家庭科	1年	1	4	5	火～金 土日のいずれか	なし
	2年	-	3	3		
	計	1	7	8		
合計	1年	35	43	78		
	2年	31	39	70		
	計	66	82	148		

勝浦中学校における部活動の地域連携イメージ（案）

学校部活動の教育的意義の重要性を踏まえ、既存の「勝中・部活動サポータークラブ」を地域全体で支える運営体制に段階的に移行することにより、学校部活動としてスポーツ・芸術文化活動に参加できる環境を確保するとともに、学校教職員の負担軽減を図る。

ステップ (年度)	運営方針	指導体制		
		教職員	外部 指導者	部活動 指導員
ステップ 1 R6～R7	地域人材による学校部活動のサポート	◎	○ (無償)	-
ステップ 2 R8～R9	学校部活動のサポート体制の拡大	○	○ (有償)	-
ステップ 3 R10～R11	地域全体による学校部活動の実施体制の強化	△	○ (有償)	○ (有償)

勝中・部活動サポータークラブの運営体制

●外部指導者（無償）の配置による教職員のサポート
※保護者や教職員OB0Gを中心に外部指導者を登録・運用

●外部指導者（有償）の配置による教職員のサポート
※保護者や教職員OB0G等を中心に外部指導者を登録・運用
※外部指導者の経験値等により、部活動ごとの外部指導者の選定及び教職員の関わり度合いを調整
※外部指導者への報償（謝金）及び保険料の予算化（教育委員会）
※賠償保険は市が加入している保険で対応可能。傷害保険のみ別途加入が必要

外部指導者の有償化（案）

- ・教育委員会より外部指導者として委嘱
- ・指導日数に応じた報償（謝金）の支払い（例：1日1,000円）

●部活動指導員（会計年度任用職員）の配置による指導体制の強化
※教職員OB0Gや市役所職員等を中心に部活動指導員を登録・運用（就業時間・副業ルールの見直しが必要）
※外部指導者から部活動指導員への移行の推進
※部活動指導員の経験値等により、部活動ごとの部活動指導員の選定及び教職員の関わり度合いを調整
※部活動指導員への報酬の予算化（教育委員会）

部活動指導員（会計年度任用職員として雇用）

- ・部活動指導員は単独での指導が可能
- ・相応の責任が生じることについての理解
- ・勤務実態に応じた報酬の支払い
- ・報酬支払いに係る経費について、国1/3・県1/3の補助あり（5年間）

勝中・部活動サポータークラブの運営体制イメージ（案）

